

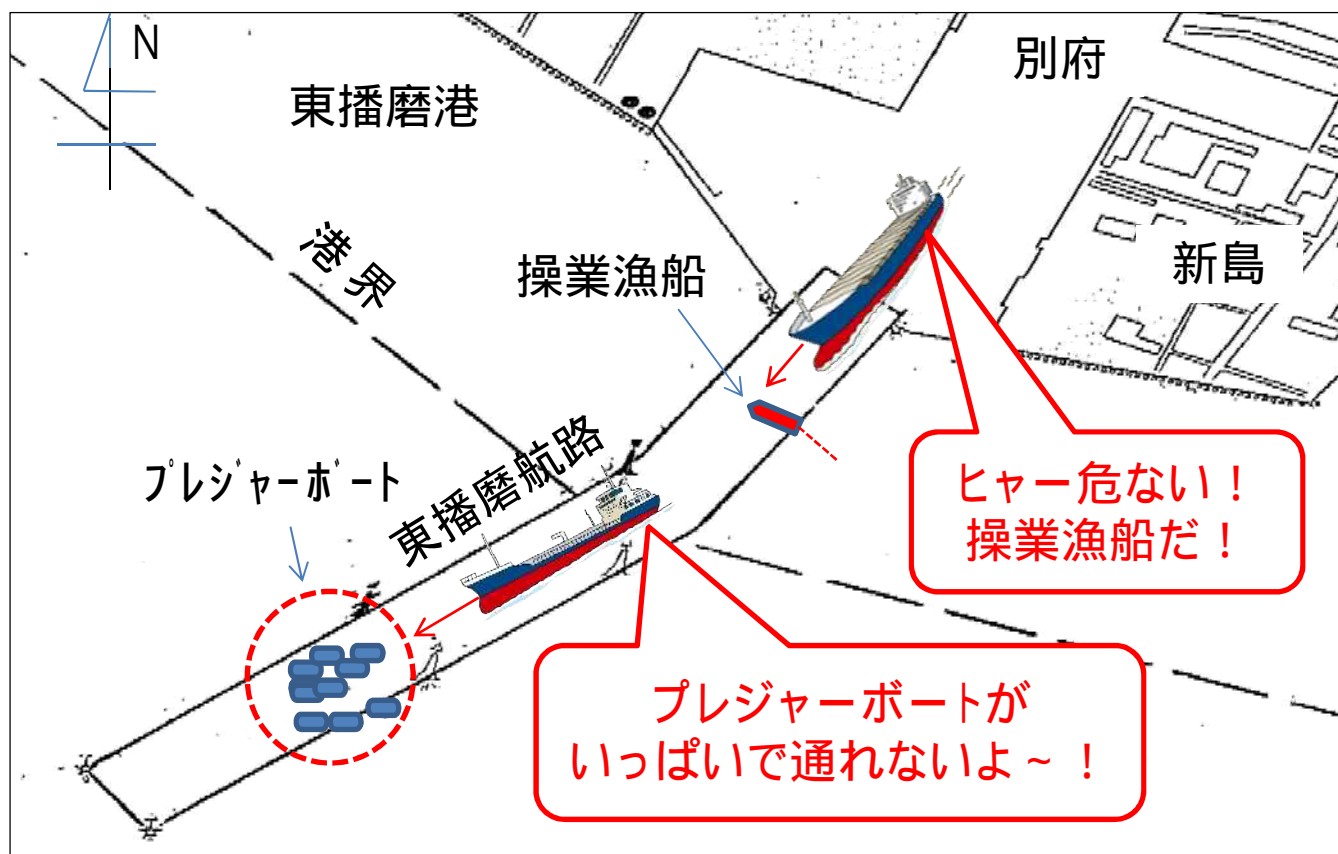
プレジャーボート、漁船の皆様へ

航路通航船舶の安全確保について

加古川海上保安署

東播磨港では、船舶の安全な入出港のため東播磨航路が設けられており、雑種船以外の船舶は航路を通航することになっています。

最近、図のように航路内でプレジャーボートが多数集結していたり、関門防波堤近くで操業する漁船があり、特に運動性能に制約のある大型船の通航に支障を来すことがあるようです。プレジャーボート、漁船の皆様には、航路内通航の安全確保にご協力をお願いします。



参考条文(抜粋)

- ・雑種船(港則法第3条第1項)
汽艇、はしけ及び端舟、ろかいで運転する船舶をいう。
- ・航路航行船舶優先(港則法第14条第1項)
航路外から航路に入り、又は航路外に出ようとする船舶は航路を航行する船舶の進路を避けなければならない。
- ・漁ろうの制限(港則法第35条)
船舶交通の妨げとなる虞のある港内の場所においては、みだりに漁ろうをしてはならない。